

# くらしの賠償責任共済

※1 団体割引 30%

全教共済  
キャラクター  
マモロン

※1 団体総合生活保険

## ご家族まとめて、掛金は月々200円

個人賠償責任補償は国内無制限(示談代行付)です

(掛金には個人賠償責任保険料と運営事務費40円が含まれています)

**掛金の払込方法** 各共済会によって異なります。くわしくは各共済会へお問い合わせください。

### 主な補償内容など

加入できる人	国公立学校(園)に勤務する教職員およびその退職者で各共済会が加入を認めた方
加入申込と共済期間	加入は毎月15日締切、翌月1日午前0時から開始～ 2025年4月1日午後4時まで(自動更新)
おもな補償内容	<b>個人賠償責任補償</b> : 国内無制限、国外1億円 国内については提携損保の示談代行付(訴訟が国外の裁判所で提起された場合を除きます。)
補償の対象となる方	本人・配偶者※2・同居の親族※3と別居の未婚※4の子

※2 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

※3 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

※4 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## ●●● 契約更新とオプション加入のご案内 ●●●

くらしの賠償責任共済は、お申し出がない限り自動更新です。本パンフレットに記載の内容にて更新される方は加入依頼書の提出は不要です。くらしの賠償責任共済に加入されている方に以下のオプションをご用意しました。このパンフレットで補償内容と重要事項説明書をよくお読みいただき、先にお送りしております「加入依頼書」でお申し込みください。

募集は年1回。くらしの賠償責任共済の契約更新時です。申込締切 2024年2月10日

共済期間: 新規で加入される人…2024年4月1日午前0時から2025年4月1日午後4時まで。

更新される人……………2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで。

申込方法: このパンフレットの「重要事項説明書」をご確認の上、先にお送りしております「加入依頼書」に必要事項をご記入の上、共済会へご返送ください。また、家族が加入できるオプションについては共済会に別途加入依頼書を請求し、期日までにお申込みください。

加入できる人: くらしの賠償責任共済の補償の対象となる家族(本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)がそれぞれ加入できるものと、本人の加入で家族が補償されるものがあります。

(本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子:同居の親族には両親、子どもを含みます。)

### オプションの種類

A がん補償

B 団体長期障害所得補償(GLTD)

C 携行品補償

D 弁護士費用補償

YA 住宅内生活用動産補償

YC 借家人賠償責任補償

YD 救援者費用等補償

Y 交通傷害プラン

※YA:住宅内生活用動産補償、YC:借家人賠償責任補償、YD:救援者費用等補償、を付帯するには、交通傷害プランとのセット付帯が必要です。

この文書は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点等がある場合には共済会、代理店までお問い合わせください。

「くらしの賠償責任共済」は全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険です。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店:(有)ほんりゅう tel.03-5211-0634

担当課:公務第二部文教公務室 tel.03-3515-4133

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



事故があったら24時間365日、全国どこからでも

**0120-720-110**

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点については11ページをご確認ください。

## くらしの賠償責任共済 オプションスタートセット

◆一人暮らしの学生のお子さんがいらっしゃる方に「借家人賠償責任補償」をおすすめします。

本人 Zくらしの賠償責任共済 200円/月 + 子ども YC借家人賠償責任補償 200円/月 + Y交通傷害プラン 30円/月 = 月額掛金 430円

◆自身や家族の「もしも」に備えて「がん補償」をおすすめします。

本人 Zくらしの賠償責任共済 200円/月 + 本人(35歳) Aがん補償 310円/月 + 配偶者(30歳) Aがん補償 220円/月 = 月額掛金 730円

※加入依頼書の記入方法は記入例をご参照ください。

## 東京海上日動のサービス (携帯電話・PHS・IP電話からもご利用いただけます)

くらしの賠償責任共済に自動付帯されます！

団体長期障害所得補償(GLTD)加入者に自動付帯されます！

### メディカルアシスト 0120-708-110 (24時間365日受付)

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

- 緊急医療相談 ○医療機関案内 ○予約制専門医相談 ○がん専用相談窓口
- 転院・患者移送手配(実際の転院・移送費用はおお客様にご負担いただきます)

### デイリーサポート 0120-285-110

受付時間(土日祝日、年末年始を除く)

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

- ・法律相談/社会保険に関する相談(10:00~18:00)
- ・税務相談(14:00~16:00) ・暮らしの情報提供(10:00~16:00)

### 介護アシスト 0120-428-834

受付時間:9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)  
(電話介護相談、各種サービス優待紹介)

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

○インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

○電話介護相談 ○各種サービス優待紹介(家事代行、食事宅配等)※1

※1 サービスのご利用にかかる費用はおお客様にご負担いただきます。お住いの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

※本サービスはサービス対象者(「ご注意ください」をご参照)に限りご利用いただけます。

弁護士費用補償(日常生活)加入者に自動付帯されます！

## いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間:  
いずれも  
土日祝日、  
年末年始を除く

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス:  
午前10時~午後6時

 **0120-300-575**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:  
午前7時30分~午前9時30分/  
午後5時~午後10時

 **0120-106-670**

### いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

# タイプ A

## もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。



がんは気になる病気よね？

日本の総人口約1億2,700万人のうち、「悪性新生物」の総患者数は、約178万人！

### ■主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合がある。

【出典】厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人ががんと診断されると言われています。

### さらに

心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	177,976円
差額ベッド代他	133,000円
<b>合計</b>	<b>約31.1万円</b>

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)



### ■主ながんの平均入院日数

胃の悪性新生物	22.3日
結腸及び直腸の悪性新生物	16.4日
気管、気管支及び肺の悪性新生物	21.1日

【出典】厚生労働省「令和2年患者調査」

だから まとまった資金と長期の入院への準備ができると安心です。

## がん診断

がんと診断確定\*1されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

### ■がんのリスクに備えて

がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。

### ■初期のがんでも

「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

### ■再発・転移しても

がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



がん診断一時金 100万円

掛金: 年齢によって異なります

がんと診断確定されたときに、入院の有無にかかわらず保険金(一時金)をお支払いします。  
◆新規ご加入時は、健康状態告知が必要となります。

## がん補償 掛金 (円/月)

※被保険者は満5歳以上、満89歳以下に限ります。

年齢(歳)	掛金(円)
5-9	110
10-14	160
15-19	120
20-24	60
25-29	130
30-34	220
35-39	310
40-44	450
45-49	630

年齢(歳)	掛金(円)
50-54	1,030
55-59	1,610
60-64	2,340
65-69	3,120
70-74	3,880
75-79	4,680
80-84	5,490
85-89	6,280

※保険料は、保険の対象となる方本人の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます)によって異なります。

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

# タイプB

## <就業障害に備えて!> 団体長期障害所得補償 (GLTD) ・長期間働けなくなったとき、収入はどうなる?!

てん補期間\*1:65歳まで  
 (ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、65歳満了または3年間のいずれか長い方です。)

補償される金額  
 (支払基礎所得額) 月額5万円  
 (1口あたり。最大4口まで)

\*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。  
 \*2 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得\*3の平均月額をいいます。  
 \*3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

掛金:年齢、性別によって異なります。  
 (加入は年齢(団体契約の始期日時点の満年齢をいいます)が満64歳以下の教職員に限りです。)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間(保険金をお支払いしない期間820日)を超えた場合に、最長満65歳の誕生日までの長期間にわたり保険金をお支払いします。  
 免責期間:820日間(傷病休暇期間(3か月)+公的補償による給付等(2年))とします。  
 この「タイプB」には以下の特約がセットされています。

- 認知症・メンタル疾患補償特約  
 精神障害による就業障害について保険金をお支払いします(最長2年間)。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
- 天災危険補償特約  
 地震もしくは噴火またはこれらによる津波のいずれかによって被った身体障害による就業障害について、保険金をお支払いします。
- 妊娠に伴う身体障害補償特約  
 女性に付帯されている特約で、妊娠、出産、早産、または流産によって生じた身体障害による就業障害について保険金をお支払いします。ただし、通常の出産等は該当しません。

◆就業障害とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として生じる「被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない」状態をいいます。  
 ※被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

◆退職した場合は、団体長期障害所得補償(タイプB)は解約手続きとなります。  
 ◆退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払い条件を満たす限り、保険金をお受けいただけます。

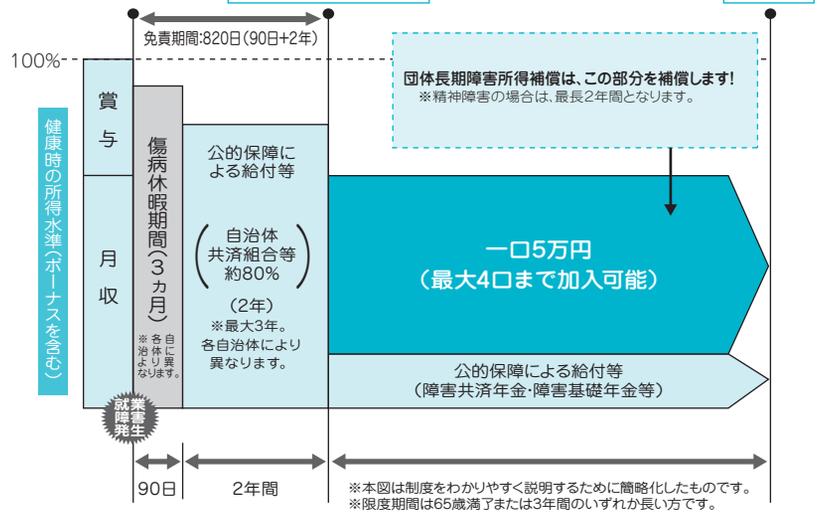
### 団体長期障害所得補償 (GLTD) 掛金

(円/月 1口あたり)

年齢(歳)	掛金(円)	
	男性	女性
(15)-24	240	170
25-29	260	230
30-34	280	310
35-39	350	450
40-44	530	720
45-49	770	1,040
50-54	1,080	1,350
55-59	1,120	1,210
60-64	1,350	1,270

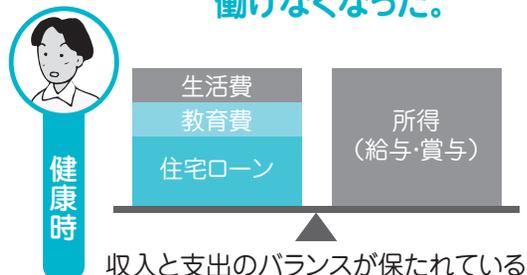
### 教職員が長期間働けなくなったら、収入がどうなるか、ご存知ですか?

〔補償のイメージ〕



例えばこんなとき...

### 病気やケガで長期間働けなくなった。



生命共済や医療共済、傷害共済などでは、万一の死亡・入院・通院などは補償されますが、働けない期間のくらすためのお金は補償されません。



## タイプ C

### <ご自身のモノを住宅外で壊してしまっても安心!> 携行品補償

・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。 ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。

国内外:30万円限度(免責金額 5,000円)	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p> <p>※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や、設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。</p>
掛金:180円/月	

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## タイプ D

### 弁護士費用補償(日常生活)

一つの原因事故につき 最高300万円	<p>国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。</p> <p>例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。</li> <li>・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。</li> <li>・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。</li> </ul> <p>*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。</p>
掛金:160円/月	

## タイプ Y

### 交通傷害プラン

・交通事故による死亡・後遺障害に備えて

死亡50万円 後遺障害 最高50万円	<p>国内外の交通事故等による死亡・後遺障害の補償。事故の日よりその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡保険金が支払われます。また、事故の日よりその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて保険金が支払われます。</p> <p>※後遺障害保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
掛金:30円/月	

※タイプYA(住宅内生活用動産補償)/タイプYC(借家人賠償責任補償)/タイプYD(救援者費用等補償)を付帯する際には、タイプY(交通傷害プラン)とセット付帯が必要です。

# このタイプにご加入するには、タイプY(交通傷害プラン)の加入が必要です。

## タイプYA <ご自身のモノを住宅内で壊してしまっても安心!> 住宅内生活用動産補償

・自宅の火災により家財を焼失してしまった。 ・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

国内のみ:100万円限度(免責金額5,000円)	日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。 ※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。 ※子どもの就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象になります。
掛金:630円/月	

## タイプYC <賃貸住宅の方に!> 借家人賠償責任補償

・失火により借家を焼失させてしまった。 ・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。

国内のみ:1,000万円限度	日本国内で、借戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷・風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
掛金:200円/月	

## タイプYD <レジャー中の事故に備えて!> 救援者費用等補償

・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。 ・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。

国内外:500万円限度	日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、保険金をお支払いします。
掛金:80円/月	

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## <保険の対象となる方と補償の範囲> 保険の対象となる方は下記のとおりです。

○くらしの賠償責任共済の加入資格：国公立学校（園）に勤務する教職員およびその退職者で、各共済会が加入を認めた方。

被保険者 本人として 加入できる人	加入できる人			がん補償	傷害補償	その他の補償 (GLTDを除く)
	① 教職員本人および退職者	② ①の家族				
		配偶者*2・子(別居の未婚の子を含む)		○	○	○
		①と同居の親族*3(同居の両親・兄弟を含みます)		○	×	×

補償の対象となる人	加入できる人	
	本人型	家族型
「本人」*1	○	○
「本人」*1の配偶者*2	—	○
「本人」*1またはその配偶者*2の同居の親族*3	—	○
「本人」*1またはその配偶者*2の別居の未婚*4の子	—	○

※賠償責任に関する補償において、ご本人\*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

### ○くらしの賠償責任共済およびオプション補償の範囲

<b>本人型補償</b> ※被保険者本人が加入し、補償を受けられるもの	がん補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、借家人賠償責任 ※GLTDは教職員のみが加入できます。	*1 家族とは、本人の配偶者、同居の親族および別居の未婚の子(同居の親族には両親、兄弟を含みます。また、未婚の子とは婚姻歴のない子です)。
<b>家族型補償</b> ※本人が加入することによって、被保険者本人及び家族*1が補償の対象となるもの	個人賠償責任補償、弁護士費用補償、携行品補償、住宅内生活用動産補償、救援者費用、傷害補償	

## 東京海上日動 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

### 【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が<b>法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>■電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、Wi-Fi ルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>■受託品の電氣的または機械的事故</li> <li>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>■詐欺または横領</li> <li>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</li> <li>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</li> <li>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</li> <li>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</li> <li>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</li> </ul>
借家人賠償責任補償特約	<p>国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。</p> <p>※示談交渉は弊社では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・心神喪失によって生じた損害*1</li> <li>・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1</li> <li>・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1</li> <li>・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。</li> </ul>

## 【がん補償】

保険の対象となる方ががん\*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんが診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

## 【団体長期障害所得補償（GLTD\*1）定額型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

\*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	がん診断保険金	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 $\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額}^*3 \times \text{所得喪失率}^*4 \times \text{約定給付率}(100\%)$ ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。 *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は、100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間}^*1 \text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^*7}{\text{免責期間}^*1 \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得}^*8 \text{の額}}$ ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をいいます。免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・ 妊娠または出産による就業障害 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・ 保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）」）をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等
	がん補償基本特約		*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。（就業障害の定義＝定義E）

免責期間\*1 中・てん補期間\*1 開始後

病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(※)  
 ①その病気やケガのために、入院していること  
 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること  
 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること  
 (※) 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)も全くできない状態です。

\*1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\*1」、てん補期間については上記本文内の「\*6」をご確認ください。

**【財産に関する補償】**

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、<b>保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</b></p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。                  自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li><b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li><b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電気的または機械的事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>詐欺または横領に起因する損害</li> <li>風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が<b>居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)</b>に所在し、<b>保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</b></p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。                  ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。                  また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。                  ・保険の対象となる方の単身赴任先                  ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。                  自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li><b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li><b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</li> <li>差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>電気的または機械的事故に起因する損害</li> <li>保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>詐欺または横領に起因する損害</li> <li>風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

## 【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救済者費用等補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、<b>保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった、または保険の対象となる方が遭難した場合</li> <li>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</li> <li>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</li> </ul> <p>等</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意または重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li>・保険金の受取人の<b>故意または重大な過失</b>によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</li> <li>・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている場合に生じた事故によって生じた損害</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</li> <li>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害</li> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</li> </ul> <p>等</p>

## 【弁護士費用補償特約】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	<p>国内における以下のような事由により、<b>保険金の受取人 *1 が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害 *2 または財物の損壊等 *3 について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</li> <li>■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた *4 ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</li> <li>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた *4 ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</li> </ul> <p>▶1つの原因事故 *5 について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします *6。</p> <p>※弁護士等 *7 への委任や弁護士等 *8 への法律相談および弁護士等 *8 への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者 *9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等 *7 への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。） ①婚姻意思 *10 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意または重大な過失</b>によって生じた損害</li> <li>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為 *1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛</li> <li>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛</li> <li>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等 *3</li> <li>・労働災害により生じた身体の障害 *2 または精神的苦痛</li> <li>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整備等を受けたことによって生じた身体の障害 *2</li> <li>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛</li> <li>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛</li> <li>・電磁波障害に起因する身体の障害 *2 または精神的苦痛</li> <li>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害 *2、財物の損壊等 *3 または精神的苦痛</li> <li>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</li> <li>・保険の対象となる方または賠償義務者 *4 の自動車または原動機付自転車等の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害 *2 または財物の損壊等 *3</li> <li>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者 *5、父母もしくはお子様が賠償義務者 *4 である場合</li> <li>・保険契約または共済契約に関する原因事故 *6</li> </ul> <p>等</p> <p>*1 保険金のお支払対象となる原因事故 *6 による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。） ①婚姻意思 *7 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

## 【傷害補償】

「交通事故等\*1」により、保険の対象となる方がケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具\*3との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具\*3に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具\*3の火災による事故
- 等

\*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

\*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + 交通事故傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・ 無免許運転や、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>・ グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・ 職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・ 職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・ 極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ</li> </ul>
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※ 1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>・ グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・ 職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・ 職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・ 極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ</li> </ul>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## 団体総合生活保険 商品改定のご案内

### 1 改定点

変更する補償	改定項目	概要
個人賠償責任補償 ・ 携行品	約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器ついて、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ● 補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ● 補償対象外とする機器*：ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機 *従来より補償対象外です。
個人賠償責任補償 ・ 携行品	免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。
弁護士費用等 (人格権侵害等)	「ストーカー行為」が「嫌がらせ」の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。
がん補償	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。

このご案内は、2024 年 4 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

# 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## [マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金がお支払されない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約
- 住宅内生活用動産特約 ●携行品特約 ●救護費用等補償特約
- 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

- \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定



この保険での保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。団体長期障害所得補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額\*1の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

#### [所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要

- \*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率とします。
- \*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
- \*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「I - 1告知義務」をご確認ください。

- \*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

### 7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保

険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

### [告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	団体長期障害所得補償 がん補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等
生年月日	—	—	★	—
性別	—	—	★	—
健康状態告知*1	—	—	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等\*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

\*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

### [団体長期障害所得補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)]

#### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

#### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

#### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*4。

●責任開始日\*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*5(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

\*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた

部分を解除することがあります。

\*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

#### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3 保険金受取人



### [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、「お問い合わせ先」までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### [がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償  
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、「お問い合わせ先」までご連絡のうえ、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- \*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます
- 借家人賠償責任  
 保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

## 2 解約される時



- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
  - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
  - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。  
 \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・団体長期障害所得補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

## 4 満期を迎える時



### 【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）および他の引受保険会社のホームページ

改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

団体長期障害所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

団体長期障害所得補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

をご参照ください。

- 損害保険会社等の間で、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

## 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

## 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な

場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごと下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
団体長期障害所得補償、がん補償		

#### 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、 保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

#### 6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（団体長期障害所得補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入

者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
  2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
  3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
  - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
  - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
    1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
    2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
    3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）ご連絡先は、後記をご参照ください。

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人

日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
（指定紛争解決機関）



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



ナビダイヤル®

0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネットによりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額*1、免責金額（自己負担額） |
| <input type="checkbox"/> 保険期間           | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法        |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方      |   |

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### ご加入いただく補償に応じてご確認ください

確認事項	傷害補償	団体長期障害所得補償	がん補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	—	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

<2024年4月1日以降始期契約用>

この保険は、全日本教職員組合共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本教職員組合共済会が有します。

<ご注意>

現在が加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

### 全日本教職員組合共済会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館2階 TEL.03-5211-0140 FAX.03-5211-1771